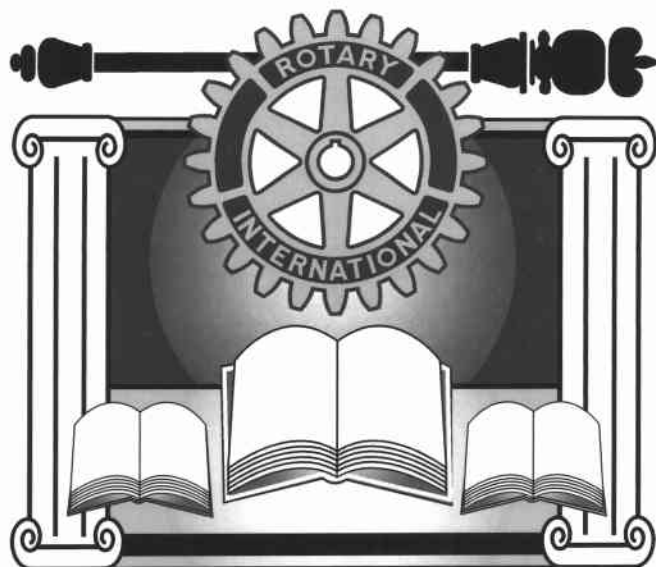


国際ロータリー

2013年規定審議会報告書



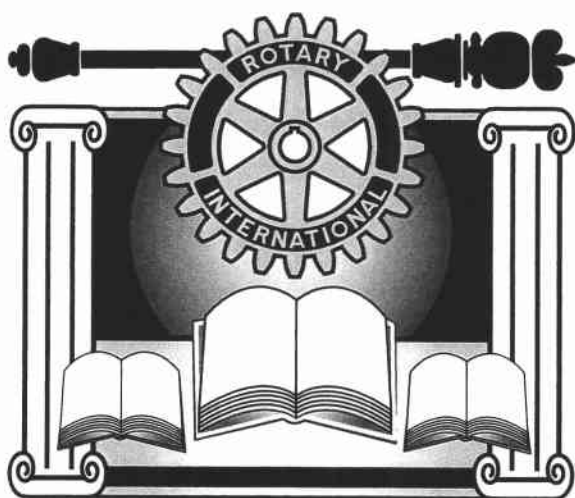
2013年4月21日～26日
米国イリノイ州シカゴ

第2570地区代表議員 加藤 玄静

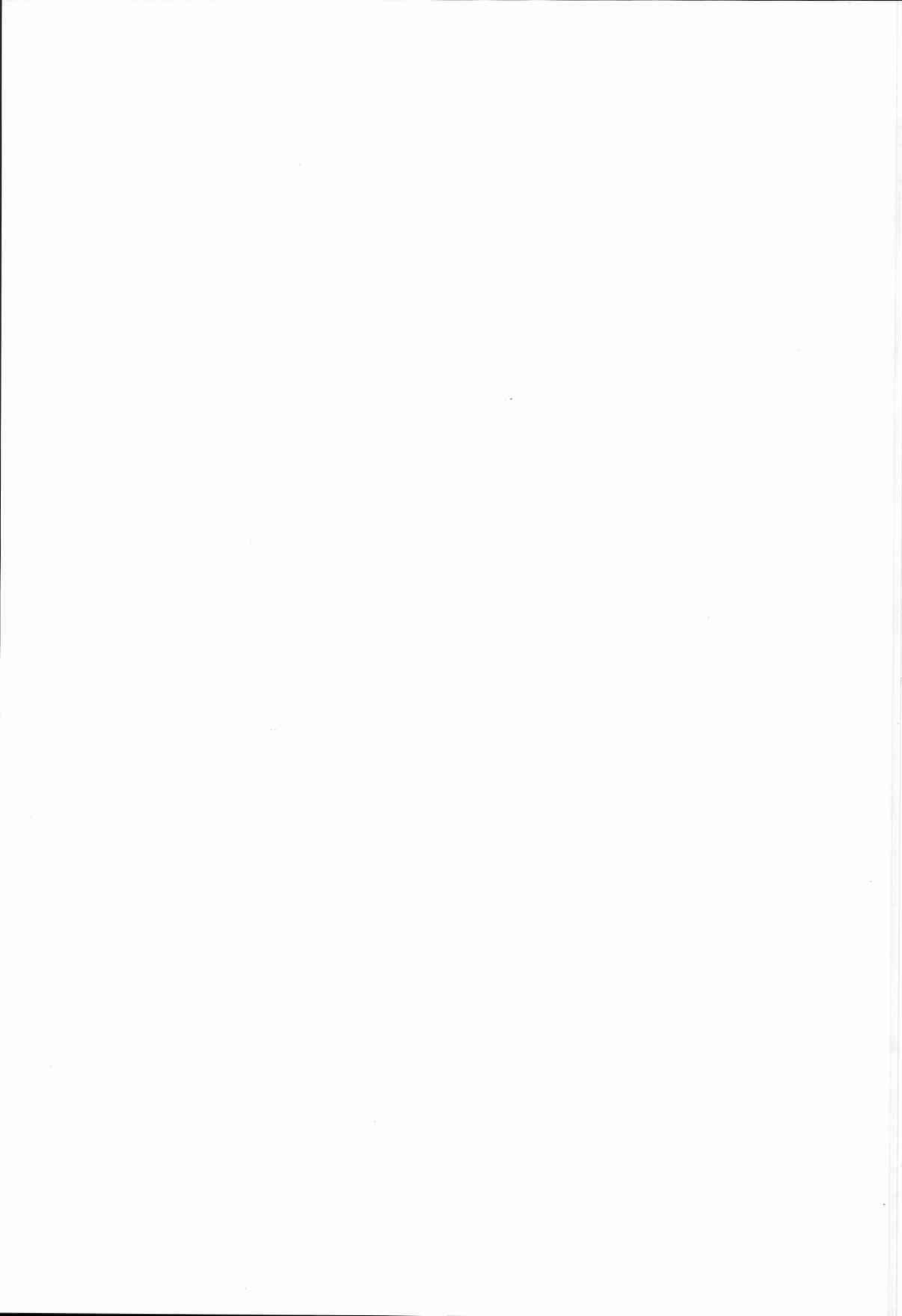
～ も く じ ～

はじめに	
シカゴにて(審議会に出席して) 2570地区代表議員 加藤 玄静	3
審議会日程表・行事	10
ロータリーの立法機関：規定審議会(ロータリーの友4月号より)	12
クラブの定款と細則(ロータリーの友9月号より)	13
一般社団法人 ロータリーの友事務所 編集長 二神 典子	
本編	15
1. 2013年規定審議会正規の立法案・制定案一覧(200件)	
制定案 I クラブ運営	16
II 出席	17
III クラブ例会	18
IV 会員	18
V 地区	19
VI ロータリーの綱領、奉仕部門、年次テーマ	20
VII ロータリー財団	30
VIII 役員と選挙	30
IX 国際ロータリー	22
X 財務と人頭分担金	24
XI RI会合	24
XII 立法手続	25
決議案	25
資料編	29
1. 2013年規定審議会の予定表(代表議員の役割)	30
2. 審議会議員のためのチェックリスト	35
3. 代表議員一覧表(役員4名、代表議員34名)	36
4. 規定審議会の流れ・・・2010年 2007年 2004年 (資料提供：一般社団法人 ロータリーの友事務所)	38
あとがき	48

国際ロータリー
2013年規定審議会報告書



2013年4月21日～26日
米国イリノイ州シカゴ



シカゴにて

2570地区代表議員 加藤玄静



手続要覧、第13章規定審議会（Council on Legislation）に、以下のよう
に定義づけられています。

規定審議会はRIの立法機関で、RIの組織規定を改正する権限を有する。こ
の権限のよりどころは、RI定款の第10条及びRI細則の第7条と8条にある。
また、理事会は規定審議会に関する決定を行った。この決定の内容は、ロータ
リー章典第59条に記載されている。

規定審議会は3年に1度、4月か5月か6月、できれば4月に召集される。
RI理事会が審議日を定める。財政的その他のやむを得ざる理由により、RI理
事会全体の3分の2の賛成票で決定した場合を除き、審議会はRI世界本部の
近隣地域において開催される（RI定款第10条第2節）。

この規定により、本年は米国イリノイ州シカゴ（マリオット・ダウンタウン・
マグニフィセントマイル・ホテル）で、2013年4月21日から26日迄の
6日間開催されました。

御存じのようにミシガン湖に位置するシカゴは、米国中西部の中心部にあり
ロータリーの誕生の地であります。米国で三番目に大きなシカゴは、文化、貿
易、商業の中心地であり、人口約270万人の世界都市であります。



シカゴの街をバックに
審議会の仲間達

～変化する規定審議会～

規定審議会は1934年の国際大会での会合が始まりで、79年の歴史があります。当初は2年に一度行われていましたが、1970年国際大会では審議会を諮問的立場にある会合だけでなく、ロータリーの公式立法機関とすることが決定し、国際大会に合わせて3年に一度開催と決定。

1977年には国際大会から独立した規定審議会が開催されるようになった。2001年には投票方法が変わり「電子投票システム」が導入されました。

～本年の規定審議会～

今回の規定審議会の役割は、手続要覧にもある通り、ロータリーの組織規定（国際ロータリー定款と細則、標準ロータリー・クラブ定款）に変更を加える、クラブや地区などが提案した立法案を審議決定します。

今回提案された立法案は、13-01～13-200までの200件、結果、撤回・取り下げが有り立法案は148件でした。

事前に資料は、2012年10月に国際ロータリー事務総長ジョン・ヒューコ氏から代表議員に配布されておりますので、内容を十分検討する期間があります。



開会



RI 会長 田中作次氏



R 財団管理委員
小沢一彦氏

RI 会長田中作次氏は、今回の規定審議会運営に次の方を指名しました。

議長

ジョン・ジャーム氏（米国）

副議長

デイビッド・モーガン氏（ウエールズ）

議事運営手続きの専門家

アルフレッド・フィッシャー氏（オーストラリア）

定款細則委員会

只、残念なことに私は地区代表議員鈴木勲二パストガバナー、補欠議員石川嘉彦パストガバナーの体調の都合で、直前に代理としての任務を鈴木秀憲ガバ

ナーより指名を頂きましたので、準備不足は否めませんでした。

幸い、2月16日(土曜日)ロータリー関係の二つの事務所が入居している、東京都港区「黒龍ビル」での結団式を兼ねた最終会議に間に合いました。

この会議は、今回が2回目の参加代表議員の中から4名の方が幹事となり、初めて参加の私たち代表議員に対して、経験を生かした丁寧なご指導を頂きました事が、大変役立ちました。

一例を挙げれば、提案理由説明の持っていき方、賛成・反対意見表明のタイミングの取り方、提出立法案撤回・取り下げの方法等であります。

このオリエンテーションでの貴重なアドバイスの御蔭で、安心して規定審議会に参加をし、5日間の本会議でまごつく事なく票決に加わる事が出来ました。

～本会議：4月21日から26日～

ホテルに到着後直ぐに信任状の受付・本人確認が有り「オリエンテーション」が行われました。本会議は原則9時から5時までの予定でしたが、議案の都合8時から6時までに変更された日もあり、能力よりも体力勝負との強い感じがありました。此れでは、高齢での代表議員の任務は大変厳しい審議会になると思いますが、ロータリアンは情熱的で非常に若いです。

事前に語学のアンケートはありましたが、殆どが英語圏の国々です。国際ロータリーでは同時通訳の制度が有り、日本語、フランス語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語が提供され、語学力の無い私は大変助かりました。

全ての代表議員は英語で自己紹介をしてから、本論は自国語で話しますが、堪能な方は全て英語で発言の方もおりました。当然日本の代表議員の中でも英語オンリーの方もおりましたのは、流石でした。

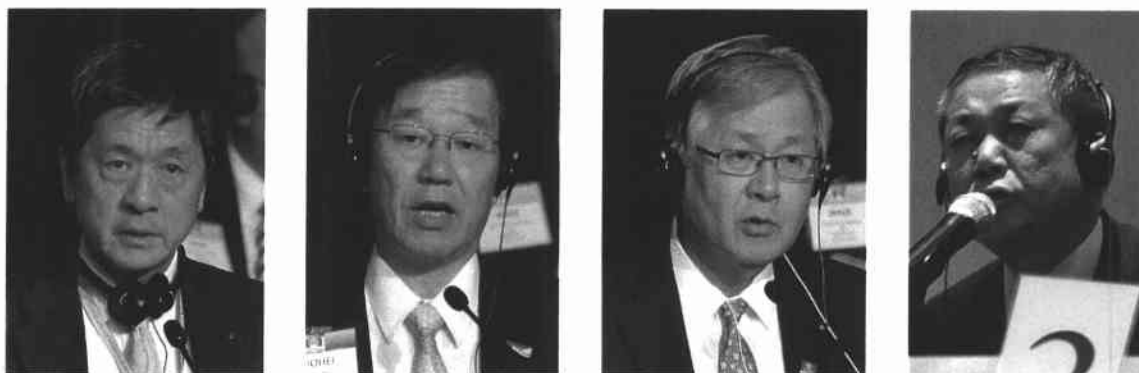
日本を出発前に、又は本会議中にも提案の撤回・取り下げが有り、最終的には148件の立法案の審議でした。日本からは22件の提案があり、採択6件、不採択13件、理事会付託2件、取り下げ1件でありました。

～日本チームの役員・幹事団を紹介～

R 財団管理委員	横須賀 RC	小沢 一彦
R I 理事	横須賀湘南 RC	松宮 剛
R I 理事エレクト	浦和東 RC	北 清治
幹事 2500地区(北海道道東部)	釧路 RC	小船井修一
2650地区(福井・滋賀・京都・奈良)	京都東 RC	橋本 長平
2680地区(兵庫)	姫路 RC	三木 明

2740地区（長崎・佐賀）
 SAA 2780地区（神奈川）
 取材 ロータリーの友編集長

佐賀 RC 野口 清
 横須賀 RC 小佐野圭三
 東京築地 RC 二神 典子



四名の幹事団（左から 小船井 橋本 三木 野口氏）

この幹事団は非常に纏まりが良く、前夜は翌日の作戦会議、終わればその日の反省会を開き、提案代表議員の相談相手など、傍で見ている睡眠時間は本当に少なかったのではと推測します。先輩ガバナーであります年齢的に若く、澆刺として任務に励んでいる姿は頼もしく思えました。

～ポール・ハリスの生家、墓参～

期間中四日目（4月24日）の午後に自由行動。創始者ポール・ハリスの生家見学並び墓地参拝を行い、良い空気を吸ったのは此の時だけでありました。

RI 理事エレクト北 清治氏も同行され108年前のシカゴを振り返ってみましたが、誰もが生まれてない時の話でした。



2770PDG 関口博正氏

2670PDG 太田英章氏
 (右)



2630PDG 竹腰兼寿氏とお嬢様



ポール・ハリスの生家と墓所・・・北 清次RI 理事Eと仲間

規定審議会の報告書を纏めるに当たり、幹事の小船井修一氏の素早く完璧に作成された議事録、「ロータリーの友」編集長二神典子氏よりは記録写真を頂きました。併せて、友誌編集担当者から資料を提供して頂く等、重ねて御礼申し上げます。

この資料を纏める責務は、当然2570地区及び地区内52クラブに報告する事ではありますが、同時に、手続要覧は変えられないと思っている多くのロータリアンの為にも、1日でも早くこの資料を配布し活用して頂きたいと願っているからであります。

往復9日間という長い日程でありましたが、その結果、新しく他地区パストガバナー33名との出会い、更にシカゴでは国を超えた多くのロータリアンとの出会いもあり、改めてロータリーの素晴らしさを実感しました。

時間と体力を必要とする「規定審議会」であります。この経験は何物にも代えられない貴重な体験でした。ロータリーとは素晴らしい。

世界の中の日本の立場、「歴史と文化・国民性」が異なる200を超える国と地域、123万を有する「世界最大の奉仕団体」。さすが国際ロータリーが108年継続される中、「親睦と奉仕」を軸として「奉仕を通して世界平和」を願い、実践するロータリーと言える所以でしょう。

～熱く提案説明をする日本団～



2670 地区 太田英章氏



2770 地区 関口博正氏



2830 地区 鐘ヶ江義光氏



RI 理事 松宮剛氏



2750 地区 新藤信之氏



2840 地区 曾我隆一氏

今回の採択された制定案は全てロータリーに重要な懸案ではありますが、特に直接地区・クラブに関係ある立法案は次の案件と思われます。

～特に、地区・クラブに反映される案件～

- ・クラブ報告の規定を改正し、証明された報告は会員に配布する。
- ・クラブ幹事を理事会のメンバーにする。
- ・同一クラブへの再入会の入会金を免除する。
- ・出席免除の65歳以上の年齢制限を廃止する。
- ・仕事をしていない方の入会を認める。
- ・名誉会員がRI徽章を着用する事を認める。
- ・人頭分担金を5か年連続増額する事
- ・地区協議会を地区研修協議会に名称を変え、内容を明確にする。
- ・第5部門新世代を「青少年」に名称変える。
- ・ガバナーの任務を改正し、規定審議会後クラブの定款細則を直ぐに変更。
- ・ガバナーノミニーノミニーをガバナー・デジグネートと呼ぶ。
- ・試験的プロジェクトを200から1000クラブに増加する。
- ・最低額を排除し10名以下のクラブに財務的罰則を加えない。
- ・RLIをRIの常設プログラムに指定される等々があります。



～おわりに～

規定審議会で採択を受け或いは理事会で承認されても、ルールによってクラブから意義申し立てが出来ますので、貴クラブでは早いうちに148件の採択分の内容を協議してください。

理事会において、これらの案件がどのように取り扱われるのか期待と不安が有りますが、新年度7月から採用されます。

今回ガバナーの任務が改正され、往々としてクラブ定款・細則が直ぐに更新されてなければ当然指摘を受けます。なぜなら、規定審議会の結果が反映されているかどうかを確認されるからであります。

次の規定審議会は3年後に開催されます。当地区でも、2016年の規定審議会代表議員・補欠議員が、次年度の地区大会で承認されます。選出された代表議員は、地区では「地区研修協議会」、クラブでは「クラブ協議会」等を活用し、協議して立法案を作成しなければなりません。

今から、日本の2,293クラブ、日本の34地区から、何を提案し何を変えるのか議論が始まる事でしょう。その根底は「戦略計画」、「未来の夢計画」を軸とした国際ロータリーの目的を達成する事と、次なる世紀のロータリーを構築したものでなければ成らないでしょう。

2013年の規定審議会立法案を分かり易くするため、1.はじめに
2.本編 3.資料編に分けてみました。尚、資料が膨大でありますので
補充をするため、CDROMを作成しましたので、活用をしてください。